
プロジェクト 排出量取引制度に係る会計上の取扱い

項目 第 580 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 580 回企業会計基準委員会（2026 年 6 月 29 日開催）において聞かれた意見をまとめたものである。

余剰となった無償割当の排出枠の会計処理

（利益の計上時期について）

事務局提案（償却日）を支持する意見

2. アプローチ A を前提として考える場合には、事務局提案に賛同する。

通知日を支持する意見

3. 排出目標量に対して無償で割り当てられた排出枠が不足している場合には見積りによって費用を計上し、余剰の場合には確定した時点で利益を計上すると考えた場合に、償却日は義務を決済するだけであり、通知日に十分確定したと言えるのではないか。

その他の意見

4. 割当年度ごとの目標達成の成果を認識することが忠実な表現であるとの以前の事務局の説明から、成果やリスクの量が確定する割当年度の末日に利益を計上することになると考えており、通知日又は償却日まで利益の計上が先送りされることに疑問がある。割当年度の末日に利益計上しないこととなる理由をさらに整理する必要があると考える。
5. 通知日から償却日までの単価の変動に関して、事務局提案は償却日の単価で最終的な成果を表現するという考えであると理解した。一方で、通知日に不確実性が残っておらず成果が確定していると考えた場合には、通知日から償却日までの単価の変動による損益は年度の成果とは別に生じたものと見ることもできると考える。

（その他の意見）

6. 余剰となった無償割当の排出枠の会計処理を議論する前に、資産と負債を純額と総額のいずれの捉え方により会計処理するかとの議論があるべきではないか。

制度対象事業者における購入した排出枠の帳簿価額の切下げの要否**(帳簿価額の切下げの要否について)****事務局提案（切下げ不要）を支持する意見**

7. 排出枠を購入する主たる目的が保有義務の充足である前提では、帳簿価額の切下げの対象としない事務局提案に賛同する。検討の前提については、今後の動向を見ながら、将来にもう一度検討するということが良いと考える。
8. 制度趣旨に照らせば、帳簿価額の切下げを不要とすることは当然の帰結であると考ええる。

(いわゆる含み損益に係る開示の検討について)**開示を求めるべきとする意見**

9. 余剰となった無償割当の排出枠と購入した排出枠の性質は異なることから、売却可能な排出枠の保有量及びその含み損益について開示することは利用者にとって意味があると考ええる。

開示は不要とする意見

10. 保有義務の充足を主たる目的とする前提では、その目的で保有している排出枠の含み損益を開示することの有用性には疑問がある。また、排出枠の帳簿価額により引当金を測定している場合に、含み損益のみを開示することによりミスリードに繋がる可能性を懸念する。帳簿価額の切下げの要否と同様に、保有目的の前提に関して、今後の動向を踏まえて将来に再検討することも考えられるのではないかと考える。

その他の意見

11. 購入した排出枠を売却した時の会計処理として、損益を計上するのであれば含み損益を開示することが整合的である。しかし、そもそも購入した排出枠も売却時に損益を計上せず仮勘定で会計処理すべきと考えており、その前提では含み損益の開示を求めないことが整合的であると考ええる。

(その他の意見)

12. 事業投資であり保有義務の充足を主たる目的とする前提では、評価益及び評価損は基本的に未実現の状態では認識しないことになるかと考える。帳簿価額の切下げを行う又は含み損益の開示を行う理由として、潜在的なトレーディングでの使用を考慮すること又は

固定資産の減損との類推から事業投資であっても過剰投資となった場合には減損処理を行うことが考えられるが、いずれの考え方に基づくかにより評価損の金額が異なる可能性があるため、丁寧な議論が必要であるとする。

以 上